

神奈川県監査委員公表第18号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成26年12月19日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	古	沢	時	衛
同	岩	本	一	夫

監第120号

平成26年11月28日

（請求人）

（略）

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	長	峯	徳	積
同	古	沢	時	衛
同	岩	本	一	夫

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成26年10月2日に受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から平成26年10月2日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の趣旨」及び「請求の原因」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

(1) 請求の趣旨

神奈川県知事は、県が、交安工業株式会社、神奈川県警察本部に対して有する損害賠償の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が県知事に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

(2) 請求の原因

ア 神奈川県は、平成25年10月15日、交安工業株式会社(以下「交安工業」という。)との間において、工事名を「道路標示塗装業務 標示17」とする工事請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結する。なお、本件請負契約における資材(区画線及び道路標示用塗料)の単価は、本件請負契約に係る「工事請負契約書」(以下「本件請負契約書」という。)と一体となる「単価表」(以下「本件単価表」という。)の記載の通りであり、業務の内容は「道路標示塗装業務仕様書」(以下「本件仕様書」という。)の記載の通りであり、そのうち、工事総量(総数量)は添付の別紙1「道路標示塗装種別及び数量総括表」(以下「本件数量総括表」という。)また、各区分の工事量(数量)は別添1ないし6「道路標示塗装種別及び数量表」(以下、別添1を「本件数量表1」、別添2を「本件数量表2」、別添3を「本件数量表3」、別添4を「本件数量表4」、別添5を「本件数量表5」、別添6を「本件数量表6」といい、総称して「本件数量表」という。)の記載の通りである。

イ 交安工業は、数量総括表に記載する請負工事(以下「本件工事」という。)のすべてを平成25年11月29日に完了したとして、平成25年12月26日、神奈川県に対して金1028万0657円(以下「本件工事費」という。)を請求し、神奈川県は、平成26年1月17日に、これを支払う。

ウ しかしながら、交安工業は本件工事のすべてを履行しておらず、かつ、神奈川県警察本部(以下「県警本部」という。)が平成25年9月25日に実施をした本件工事に係る入札(以下「本件入札」という。)には、工事設計額(税別)1152万円(以下「本件工事設計額」という。)の積算に不適切が存することから、本件請負契約は違法・無効といわざるを得ない。

エ すなわち、県警本部は、本件工事の総数量(以下「本件工事量」という。)をゼブラ45cm密粒舗装用は4,424.00m、同排水性舗装用は140.00m、ゼブラ30cm密粒舗装用は846.00m、同排水性舗装用は36.00m、実線20cm密粒舗装用は12.00m、同排水性舗装用は68.00m、実線15cm密粒舗装用は1,300.00m、同排水性舗装用は22.50m、同密粒舗装用(黄)は3,210.00m、矢印・記号(15cm換算)密粒舗装用は972.00m、文字(15cm換算)密粒舗装用(15cm換算)は1,081.90m、同(黄)は421.6

0 m、シンボルマーク（自転車マーク）密粒舗装用は20個、削除（15 cm換算）密粒舗装用は872.60m、同排水性舗装は9.00mと積算するところ、神奈川県県土整備局監修による「土木工事標準積算基準書（土木工事編）〔 〕（以下「積算基準書1」という。）はゼブラ45 cm / 30 cmの日当りの施工数量（密粒舗装用と排水性舗装用との区別無し）については、白線・黄線共に、600m、実線15 cm / 20 cmは1,500m、矢印・記号・文字（共に、15 cm換算）は500m、削り取り式消去（15 cm換算）は350m、ウォータージェット式消去（同）は900mと規定し、シンボルマークについては業者の見積りにより大凡30個（参考見積りの平均値）と算定することから、本件工事を各施工数量で割ると、施工日数は県警本部の積算による20.25日と大凡で合致するのである。ところが、本件工事は、神奈川県警察津久井警察署（以下「津久井署」という。）管内で58箇所、同相模原警察署（以下「相模原署」という。）で31箇所、同相模原南警察署（以下「相模原南署」という。）で51箇所、同相模原北警察署（以下「相模原北署」という。）で20箇所、同海老名警察署（以下「海老名署」という。）で21箇所、同大和警察署（以下「大和署」という。）で24箇所と6署管内の計205箇所で行われることから、実際の施工日数を積算するには、上記のように、単純に、日当りの施工数量では換算できず、各施工現場間までの移動時間、施工に係る準備及び後片付けの時間を考慮することを要し、それらを勘案すると、本件工事における日当りの施工数量は、積算基準書規定の施工数量の大凡5割が相当なのである。

オ 更に、県警本部は、本件工事の工事価格については、積算基準書に基づき、直接工事費567万1998円を基礎に、共通仮設費147万7000円（直接工事費×（共通仮設比率16.64%+補正值2%）+人件費42万円）、現場管理費299万5000円（（直接工事費+共通仮設費）×（現場管理費率40.4%+補正值1.5%））、一般管理費138万1612円（（直接工事費+共通仮設費+現場管理費）×（一般管理費等率13.58%+補正值0.04%））を加算した合計額1152万5610円の千円単位を切り捨てた1152万円と積算（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率は、共に、範囲内の上限である。）するところ、本件工事とは、道路に区画線及び道路標示を設置（塗装）消去するだけのものであって、使用する機械・機材等は、設置にあつては、熔融式路面標示材料を溶解する溶解釜を積んだ中型トラックのほか、手押し施工機（15 cm / 20 cmの実線の施工）及び手引き施工機（30 cm / 45 cmの横断線、停止線、ゼブラ線等の施工）であり、消去（削除）にあつては、密粒舗装用はハンド抹消機、排水性舗装用はJリムーバー施工車のみであるから、本質的に、共通仮設費を構成する運搬費（建設機械器具の運搬等に要する費用）、準備費（調査、測量、丁張、その他の準備に要する費用）、事業損失防止施設費（工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費

用) 役務費(土地の借上げ、電力、用水等の基本料、電力設備用工事負担金等に要する費用)、技術管理費(品質管理のための試験、出来形管理のための測量、図面作成、写真管理、工程管理のための資料作成等に要する費用)、営繕費(管理事務所、現場事務所、倉庫、材料保管場、作業員施設等の営繕(設置、撤去、維持、補修)及び土地・建物の借上げ等に要する費用を殆ど必要としておらず、このことは、交安工業は固より、区画線及び道路標示の設置(塗装)消去(以下「道路標示等」という。)を施工する各事業者は、見積もり合わせによる道路標示等の工事費については、諸経費を資材単価の合計額(直接工事費)の大凡30%と積算し、それを神奈川県(県内6箇所の各土木事務所)も認容することからでも明らかなのである。

カ 上記2点により、本件工事の適正な工事費を積算するには、先ず、平成25年度土木工事資材等単価表(以下「資材等単価表」という。)記載の各単価、また、シンボルマークについては資材等単価表に記載がない(資材等単価表の基礎となる参考図書たる「季刊土木施工単価」における市場単価としての積算が不存在である。)ことから、県警本部が徴取した参考見積書のうち、6,550円/個を流用するところ、当該価格には、既に、積算基準書1に基づく共通仮設費、現場管理費、一般管理費が計上されていることによって、それらを控除した3,275円(道路標示積算総括表による直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計の大凡の比率1:1による。)を単価として、各工事量を乗じて積算すると、密粒舗装用では、ゼブラ45cmは4,424.00m×550円で243万3200円、同30cmは846.00m×435円で36万8010円、実線20cmは12.00m×275円で3300円、同15cmは1,300.00m×235円で30万5500円、同15cm(黄)は3,208.00m×235円で75万3880円、矢印・記号(15cm換算)は972.00m×465円で45万1980円、文字(15cm換算)は1,081.90m×465円で50万3083円、同(黄)は421.60m×465円で19万6044円、シンボリマークは20個×3275円で6万5500円、削除(15cm換算、密粒舗装用の削除は削り取り式である。)は872.60m×415円で36万2129円となり、また、「土木工事標準積算基準書(土木工事編)〔 〕」(以下「積算基準書2」という。)は排水性舗装用の単価は密粒舗装用の1.2倍と補正することによって、排水性舗装用では、ゼブラ45cmは140.00m×550円×1.2で9万2400円、同30cmは36.00m×435円×1.2で1万8792円、実線20cmは68.00m×275円×1.2で2万2440円、同15cmは22.50m×235円×1.2で6345円、削除(15cm換算、排水性舗装用の削除はウォータージェット式である。)は9m×610円で5490円となり、それらを各加算した直接工事費558万8093円に、諸経費167万6427円(558万8093円×30%)を加算した726万4520円が本来の工事

費となるものなのである。そして、交安工業は工事全体の5割程度しか履行しないことによって、当該726万4520円の5割たる363万2260円が交安工業の受け取るべき適正な工事費となることから、交安工業は、既に、受領する本件工事費との差額664万8397円(1028万0657円-363万2260円)を不当に利得するものである。

キ なお、本件工事の工事費については、仮に、積算基準書1通りに積算(本件単価表を基に想定する。)することが適正であるとしても、前掲の如く、資材等単価表では、区画線工における塗料の色(白色と黄色の区別)及び矢印・記号と文字の単価は同額と規定することは固より、積算基準書2では、排水性舗装用の単価は密粒舗装用の1.2倍と補正するところ、県警本部及び交安工業は、黄色の単価は白色の単価より、文字の単価は矢印・記号の単価より高額に、また、排水性舗装用の単価は密粒舗装用の1.2倍以上に積算することから、その不適切を修正すると、ゼブラ45cm排水性舗装用の単価は同密粒舗装用の単価974.40円×1.2倍で1,169.28円(支払額との差額1.47円/m)、ゼブラ30cm排水性舗装用の単価は同密粒舗装用の単価771.75円×1.2倍で926.10円(同16.80円)、実線20cm排水性舗装用の単価は同密粒舗装用の単価460.95円×1.2倍で553.14円(同21.21円)、実線15cm排水性舗装用の単価は同密粒舗装用の単価411.60円×1.2倍で493.92円(同1.68円)、実線15cm密粒舗装用(黄)の単価は同(白)の単価411.60円と同額(同59.85円)、文字(15cm)密粒舗装用の単価は矢印・記号(15cm換算)密粒舗装用の単価808.50円と同額(同21円)、文字(15cm換算)(黄)密粒舗装用の単価は矢印・記号(15cm換算)密粒舗装用の単価808.50円と同額(同120.75円)となり、各差額に各工事量を乗じると、ゼブラ45cm排水性舗装用は1.47円×140.00mで205.80円、ゼブラ30cm排水性舗装用は16.80円×36.00mで604.80円、実線20cm排水性舗装用は21.21円×68mで1,442.28円、実線15cm排水性舗装用は1.68円×22.50mで37.80円、実線15cm(黄)密粒舗装用は59.85円×3,208.00mで19万1998.80円、文字(15cm換算)密粒舗装用は21円×1,081.90mで2万2719.90円、文字(15cm換算)(黄)密粒舗装用は120.75円×421.60mで5万0908.20円が種別(設置)の不当な支出となるところ、削除については、資材等単価表において、排水性舗装用は密粒舗装用に対して1.47倍(610円:415円)であるにもかかわらず、県警本部らの積算では、排水性舗装用は密粒舗装用のなんと24.63倍に積算されることによって、排水性舗装用については、県警本部らが積算をする密粒舗装用単価の740.25円を1.47倍した1,088.16円にその工事量(数量)9mを乗じた9,793,44円を適正価格とし、その差額15万4296.

36円が消去に対する不当な支出となることから、それらを各加算した42万2213.94円が交安工業の不当な利得となるものなのである。

ク 以上のように、積算基準書1では、黄色の単価は白色の単価と同額、文字の単価は矢印・記号の単価と同額、また、積算基準書2では、排水性舗装用の補正值は密粒舗装用の1.2倍と規定するにもかかわらず、県警本部と交安工業とは共謀をして、各塗料の単価を不当に計上し、以って、本来は必要のない共通仮設費、現場管理費、一般管理費までを積算することは固より、実際には履行していない工事部分の工事費を神奈川県に不当に支出させ、適正な工事費との差額相当の損害を与えたものであって、その行為は、県警本部職員にあっては、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号、以下「改正談合防止法」という。）第2条第5項各号所定の入札談合等関与行為であり、他方、交安工業職員にあっては、同条第4項所定の入札談合等を構成する違法となるものである。なお、本件入札に参加をする全ての業者（以下「本件応札業者」という。）が改正談合防止法第2条第4項所定の入札談合等に関与していることは明らかなどころ、入札価格の内訳が不明であることから、損害賠償の相手方から除外をするものである。

ケ 従って、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、別紙事実証明書添えて、必要な措置を請求するものである。

以上

2 請求人

氏名（略）

住所（略）

3 請求人から提出された事実を証する書面

甲第1号証の1 工事請負契約書

甲第1号証の2 単価表

甲第1号証の3 道路標示塗装業務仕様書

甲第1号証の4 道路標示塗装種別及び数量総括表（別紙1）

甲第1号証の5 ~ 道路標示塗装種別及び数量表（別添1～6）

甲第2号証 完成検査調書

甲第3号証の1 請求書

甲第3号証の2 内訳書

甲第4号証 起案（支出に関するもの）

甲第5号証 入札調書

甲第6号証 土木工事最低制限価格率算出シート

甲第7号証 平成25年度土木工事標準積算基準書〔 〕（抜粋）

甲第8号証の1 平成25年度自転車マークの施工単価について

甲第8号証の2	御見積書
甲第8号証の3	平成25年度自転車マークの施工単価について
甲第9号証	道路標示積算調書
甲第10号証の1	道路標識・標示補修上申書(津交発第5181号)
甲第10号証の1	交通規制上申図(補修)
甲第10号証の2	道路標識・標示補修上申書(津交発第5342号)
甲第10号証の2	交通規制上申図(補修)
甲第11号証の1	道路標識・標示補修上申書(相交一発第5422号)
甲第11号証の1	交通規制上申図(補修)
甲第11号証の2	道路標識・標示補修上申書(相交一発第5519号)
甲第11号証の2	交通規制上申図(補修)
甲第12号証の1	道路標識・標示補修上申書(相南交発第4340号)
甲第12号証の1	~ 住宅地図
甲第12号証の2	道路標識・標示補修上申書(相南交発第4370号)
甲第12号証の2	~ 住宅地図
甲第12号証の3	道路標識・標示補修上申書(相南交発第4043号)
甲第12号証の3	交通規制上申図(補修)
甲第13号証	道路標識・標示補修上申書(相北交発第141号)
甲第13号証	交通規制上申図(補修)
甲第14号証の1	道路標識・標示補修上申書(海交発第565号)
甲第14号証の1	交通規制上申図(補修)
甲第14号証の2	道路標識・標示補修上申書(海交発第592号)
甲第14号証の2	交通規制上申図(補修)
甲第14号証の3	道路標識・標示補修上申書(海交発第686号)
甲第14号証の3	交通規制上申図(補修)
甲第14号証の4	道路標識・標示補修上申書(海交発第826号)
甲第14号証の4	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の1	道路標識・標示補修上申書(和交一発第230号)
甲第15号証の1	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の2	道路標識・標示補修上申書(和交一発第299号)
甲第15号証の2	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の3	道路標識・標示補修上申書(和交一発第301号)
甲第15号証の3	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の4	道路標識・標示補修上申書(和交一発第49号)
甲第15号証の4	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の5	道路標識・標示補修上申書(和交一発第104号)
甲第15号証の5	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の6	道路標識・標示補修上申書(和交一発第118号)
甲第15号証の6	交通規制上申図(補修)
甲第15号証の7	道路標識・標示補修上申書(和交一発第120号)

- 甲第15号証の7 交通規制上申図(補修)
- 甲第16号証 道路標示積算総括表
- 甲第17号証の1 ~ 道路使用許可申請書
- 甲第17号証の2 許可条件
- 甲第18号証の1~5 御見積書(見積書)
- 甲第19号証 平成25年度土木工事資材等単価表(抜粋)
- 甲第20号証 平成25年度土木工事標準積算基準書〔 〕(抜粋)

第3 請求の受理

本件監査請求は、平成26年10月31日に監査委員の合議により、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成26年10月2日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

神奈川県知事(以下「知事」という。)が平成25年10月15日に交安工業株式会社代表取締役と工事請負契約を締結した「道路標示塗装業務 標示17」(以下「本件工事」という。)について、当該契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるか、契約に基づく本件工事の履行が、同項に規定する「違法又は不当な契約の履行」に当たるか、契約に基づく代金の支払が、同項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかについてを監査対象事項とした。

2 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述を行った。

(1) 証拠の提出

請求人から次の証拠の提出があった。

甲第21号証の1乃至166 竣工写真

甲第22号証 区画線出来形管理図

甲第23号証 路面標示施工延長換算表(参考)

(2) 陳述の内容

請求人は、平成26年11月5日(水)午後2時20分から、神奈川県庁新庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の要旨は次のとおりであった。

県警本部が、本契約において区画線の種別、例えばゼブラ線45cm/30cm等々ごとに、その数量を特定して各種別の単価をそれぞれに乗じて工事費を積算することについては、さほど問題は生じていないとも言えるが、施工に関しては、どの工事に何の道路標示を設置するかの指示だけで

は施工者の交安工業は実行できないのである。具体的には、追加提出をした事実証明（区画線出来形管理図）甲第22号証は工事箇所にもどのような道路標示を設置し、またその数量がどれだけかかるのかを積算するものであるが、施工業者はこのような作業指示書（出来形図）がないと幅や長さを判断できないのである。

また、横断歩道は縞一つの幅は45cmとするものの、その長さや縞の本数は設置する道路の幅により左右され、これは停止線も同様である。

さらに県警本部では、止まれについては、標準サイズと縮小サイズを設けていることから、そのどちらを設置するかの指示が明確にされないと施工できないということは言うまでもない。

このように、どの場所にどの道路標示を設置し、その数量がどれくらいかを指示する県警本部はもとより、作業をする交安工業も認識をしていなければ、本件区画線工は契約内容の総量数を履行できないことは明らかである。

また、その各道路標示の個別の数量の積算に関しては、社団法人全国道路標識・標示業協会が編集・発行する「道路標示ハンドブック」に詳細が規定され、それを神奈川県も参考にすることから、県警本部が数量を積算する場合にあっては、道路標示施工延長換算表（参考）を積算根拠としていると思慮するところ、個別の数量が規定されていても、その個数がわからなければ適切な数量は積算できないのである。

次に、交安工業が本件契約で規定された道路標示の全てを履行していない事実については、追加提出の竣工写真（写真枚数にして501枚、用紙にしてA4サイズ166枚）を確認すれば明らかとなるが、実際に設置されたと思慮するものは、横断歩道は145箇所（縞の本数はおよそ1,136本）、停止線はおよそ179本、止まるは標準45個、縮小13個、30標示は8個、40標示は8個、シンボルマーク（自転車マーク）は6個、右折矢印は2個、直進・左折矢印は2個、進路変更禁止は1箇所、自転車横断帯は1箇所、自転車走行帯（歩道設置）は4箇所、はみ出し禁止は3乃至4箇所、右左折方法は対角2m1個、スクランブルは1箇所、不明な点が1箇所であるのに対し、県警本部が津久井署ほか5警察署より上申された工事箇所又は設置する道路標示は、甲第10乃至15号証によると、横断歩道は172箇所、停止線は15箇所、ダイヤモンド（横断予告）は102箇所（横断歩道の予告マークは2個1セットなので、計51箇所）、止まるは標準・縮小の区別なく53箇所、30標示は10箇所、40標示は8箇所、シンボルマーク（自転車マーク）は14箇所、自転車横断帯は1箇所、はみ出し禁止は5,120m+、右左折方法は対角指定なしで2箇所、スクランブルが1箇所、不明は9箇所、また、県警本部は本件契約の仕様において、シンボルマークが20個、矢印・記号は972m（履行した矢印の本数2本で15.8m、直進・左折矢印2本で21.1m、対角2m右左折方法1個で23.9m、その他の右折方法およそ30mとすると、矢印・記号の数量

で100mにも満たない)と特定するのであるから、県警本部が管内6警察署の上申どおりに契約を発注していなかったとしても、交安工業の履行部分は本件契約の仕様に対し、その全部を履行していないことは明らかである。

以上のことから、県警本部は区画線出来形図等によって、本工事箇所の道路標示の個数数量を確定することなく道路標示に係る総数量を積算して、その数量に独自に積算する不適切な単価(単価は非公開で不明である。)を乗じて、違法不当な工事設計費を積算した上で、本件入札を実行するところ、仮に交安工業がその数量積算の違法不当の存在する事実を認識しなかったとしても、交安工業は施工に係る具体的な各部分の数量を県警本部に確認することなく、曖昧な施工を行い、本件契約に係る工事の全てを完了したと県警本部に報告し、もって県警本部はそれを確認したと称して、本件契約の代金全額を支払うよう会計課に指示するのであるから、県警本部と交安工業が官製談合を行ったことは明らかである。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりであった。

(措置請求書では「しかしながら、交安工業は本件工事のすべてを履行しておらず」という記載があるが、これは、全部を履行したわけではなく一部しか履行していないという趣旨なのかとの確認に対し、)工事の契約の内容を100とした場合には、50とか60の一部だけで、まるっきりということではない。

3 監査対象箇所への職員調査

(1) 警察本部の主張の聴取

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、神奈川県(以下「県」という。)において、当該事務を所管する警察本部総務部会計課及び警察本部交通部交通規制課を選定し、平成26年11月10日(月)午前9時半から、第一監査室において、職員調査を実施した。

両課の主張の要旨は、次のとおりであった。

ア 違法又は不当支出との請求人の主張に対する見解

(ア) 本件工事の日当たり施工数量が積算基準書規定の日当たり施工数量の大凡5割であるとする請求人の主張に対する見解

請求人は、移動時間、準備時間等を考慮し、5割程度が相当であると主張していることについては、受注者は通常、警察署間を行ったり来たりすることはなく、近接した場所を施工することから特に移動時間を考慮する必要はなく、県の基準で積算して問題ないと考えている。

(イ) 本件工事には共通仮設費等の諸経費がほとんど掛からないとする請求人の主張に対する見解

請求人は、共通仮設費を構成する運搬費、準備費、役務費等を必要としないと主張していることについては、道路標示を施工するための機械（ラインマーカー等）の運搬費、道路標示を施工するための作図等の準備費があることから、共通仮設費は計上する必要があると考える。

(ウ) 警察本部の積算単価と県土整備局の積算単価との差額が不当な支出であるとする請求人の主張に対する見解

請求人は、黄色の単価が白色より高いと主張していることについては、警察本部で黄色を使用する際は、無鉛材を使うように仕様書で指定しており、原材料が白色より高いことから、当然に単価が高くなる。

また、排水性舗装の削除の単価が特に高いと主張していることについては、県の単価は施工するだけの単価であり、施工に際し発生する汚泥の処理費用が入っていないことから、警察本部では汚泥の処理費用を含んだ単価にしているため、高くなるのは当然だと考える。

イ 入札談合等関与行為との請求人の主張に対する見解

警察本部と交安工業とが共謀して県に不当な支出をさせ、県に損害を与えたとする請求人の主張に対する見解

入札に関しては、「かながわ方式」に基づき、電子入札システムにより、他の入札案件と同様に条件付き一般競争入札を実施している。警察本部では、事業者に対して「入札談合を行わせる」、「受注を希望する事業者名を指名する」、「予定価格を漏えいする」等の行為は行っておらず、請求人が主張する「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」第2条第5項各号に抵触しないことは明らかであると考えている。

(2) 関係書類の確認

前記(1)の聴取を踏まえ、警察本部庁舎に赴き、工事請負契約約款で規定されている詳細図として業者が作成した、工事箇所ごとに施工内容を示した図と施工数量を併せて記載した図書（業者によってその名称は異なっているが、以下「施工図」という。）を借り受け、これと、警察本部に提出されていた現場写真とを突合するなど、本件工事に係る関係書類を確認した。

(3) 現場の確認

前記(2)での確認の結果、業者が施工図を作成した117箇所のうち、3箇所は写真による確認ができなかった。このため、この3箇所については、監査事務局職員が現場に赴いて確認した。このほか、工事箇所のうち、警察本部が測量又は目視により検査を実施した以外の箇所について2箇所、測量を行った箇所から1箇所を抽出し、事務局職員が現場に赴いて確認した。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 路面標示に係る制度及び県の積算基準等の概要

ア 路面標示の分類及び所管

県では、知事の所轄の下に神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が置かれており、警察法（昭和29年法律第162号）に基づき神奈川県警察を管理し、交通規制等の事務を行っている。

路面標示は、ペイント、^{ひょう} 鋏などを用いて様式化された線、記号または文字を路面に描くことにより、道路における交通の安全と円滑を図るとともに、道路構造の保全を目的としたものであり、路面標示のうち、道路標示は道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条に基づき公安委員会が、区画線は道路法（昭和27年法律第180号）第45条に基づき道路管理者（国、都道府県、市町村）が設置するものとされており、県が道路管理者として設置するものについては、県土整備局の各土木事務所が所管している。このうち、道路標示の内容は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）の規定に基づくものであり、規制標示（通行方法の制限又は指定）及び指示標示（特定の通行方法ができることや、その区間又は場所の道路交通法上の意味、通行すべき道路の部分（横断歩道や停止線等）など）の2つに区分されている。

都道府県が行う予算の支出については、法第149条の規定により、知事が行うこととされており、法第180条の6の規定により公安委員会は予算執行の権限は有しないとされている。

県においては、知事が行うこととされている予算の支出のうち、警察本部が所管する事業に係るものは、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）の規定により警察本部長等に権限が委任されたり、専決が認められている。

イ 公共工事における積算の考え方

県では、公共工事の性質上、個々の工事間の積算に不公平が生じないように、客観的合理的な裏付けのもと、多種多様な工事の大量、反復発注を円滑、迅速、正確に処理できるよう、標準的な工法による積算の考え方、手法、採用する値等、統一した積算基準を作成している。

ウ 県の積算基準

県では、土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用するため、県土整備局が標準的な施工方法についての労務構成、材料の使用量等について定めた「土木工事標準積算基準書（土木工事編）」〔 〕及び〔 〕（以下「積算基準書」という。）を策定しており、同様な工事を実施する各局においても、この基準に基づいて積算を行っている。

積算基準書によれば、一般土木に係る請負工事の工事費の内訳は、直接

工事費、間接工事費、一般管理費等及び消費税相当額であり、その内容は次のとおりである。

(ア) 直接工事費

箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費（工事を施工するに直接必要とする経費であり、水道光熱電力料など）の3要素について積算する。

(イ) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前記(ア)以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類する。

a 共通仮設費

共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費について積算するとされ、その算定は規定の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して行う。

b 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、または現場管理費率を用いて積算する。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費等率を用いて積算する。

(I) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。

エ 積算基準に基づく単価と市場単価

積算基準に基づいて積算を行う際に使用する資材等の単価については、別途県土整備局が定める「平成25年度 土木工事資材等単価表」（以下、「土木工事資材等単価表」という。）掲載の単価を適用している。この単価表は、県土整備局が発注する土木工事や委託業務に使用する資材等の単価を掲載しており、毎年度の4月に設定し、その後定期的に改定を行うほか、一部特定の資材が急激に上昇した時にはその資材を対象に臨時改定を行っている。この単価表に記載のないものについては、見積書を徴するなど、市場単価を調査して積算することとされている。

(2) 予定価格

ア 本件工事における設計額の内訳

積算基準書において、一般土木の請負工事費は直接工事費、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）及び一般管理費等で構成されると定められ

ており、併せて各区分の対象及び積算の留意事項等が明記されている。なお、本件工事における設計額の内訳は次のとおりである。

直接工事費	5,671,998円
間接工事費	4,472,000円(千円未満切捨て)
(共通仮設費	1,477,000円)
(現場管理費	2,995,000円)
一般管理費	1,381,612円
工事価格	11,520,000円(万円止め)
消費税相当額	576,000円
設計額	12,096,000円

イ 本件工事に用いられる単価

直接工事費に係る資材等単価は、原則として、土木工事資材等単価表の単価が用いられ、このうち区画線に係る単価は、市場での取引価格を基本とする市場単価方式により定められたものである。

ウ 設計単価の設定

道路標示塗装業務の設計単価については、区画線に係る単価表の単価と警察本部が業者から見積書を徴して設定した金額を比較して安価な方を採用している。

警察本部交通規制課作成の道路標示塗装業務に係る「仕様書(平成24年3月改訂版)(以下「仕様書」という。)」において、材料及び性能を指定しているものについては、業者から徴した見積書により設計単価を決定している。

なお、当該仕様書において、黄色の標示は無鉛顔料を使用するよう定められている。

また、区画線消去(ウォータージェット式)の積算に当たっては、積算基準書で「消去後に発生した汚泥の処理処分費は別途計上する。」とされている処理処分費については見積書を徴していたが、施工規模が100m未満の場合に行う必要があると積算基準書に定められている別途考慮を行うことなく、過去1年間の最低の応札価格の応札率を参考に調整していた。

土木工事資材等単価表では、シンボルマークは「自転車マーク(材工共)」と記載されている。

エ 本件工事の予定価格と設計額

本件工事の入札における予定価格は、設計額と同額である。

(3) 契約手続

ア 入札手続の流れ

県では、「神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領」に基づき、平成18年4月1日から新たな入札制度「かながわ方式」（電子入札システムを活用した条件付き一般競争入札。以下「かながわ方式」という。）を設計金額が5,000万円以上の公共工事について適用し、平成19年2月1日以降は250万円を超え5,000万円未満の工事発注案件についても「かながわ方式」を適用しており、警察本部の発注する工事等も対象となっている。

入札執行においては、対象となる契約に係る業務仕様書を作成し、これに基づいて費用の積算を行い、交通安全施設工事業者指名委員会の決定により競争参加資格の要件を設定し、入札執行伺いの決裁後は電子入札システムにより、入札公告を行い入札を執行する。

イ 本件工事の入札における情報の開示

本件工事は、津久井警察署ほか5警察署管内において、道路交通法に基づき公安委員会が道路標示の設置を行うものである。

本件工事の施工に当たっては、設計時以降に道路管理者や道路占用企業者（電気、ガス、水道等）の工事に伴い道路標示の復旧が行われるなどで道路標示の設置が不要となるなど変更が生じる場合があるため、施工予定箇所の状況を確認しながら、監督員（工事請負契約約款第9条に基づき発注者（警察本部）が設置）と受注者が打合せを行い、施工箇所を特定する必要があり、施工数量が変動する可能性があることから、単価契約を行うこととし、それを前提とした「かながわ方式」による入札執行を行っており、設計した概算数量を入札公告に添付した設計図書で明記し、それにより積算した概算総価で応札するよう示している。また、入札者は、ゼブラ等の各区分1数量1m（個）当たりの単価を記載した入札内訳書を作成すること、落札者の入札内訳書に記載された単価で契約することなどを示している。

入札公告に当たっては、設計図書として「道路標示塗装種別及び数量表」及び「積算諸条件調書」が添付されており、「道路標示塗装種別及び数量表」には警察署ごとの塗装種別及び塗装幅別の数量（m）が明記され、「積算諸条件調書」には設計額の積算に当たり、間接工事費等の積算条件となる施工地域・工事場所区分は市街地、交通誘導員は42人、黄色塗料は無鉛材、排水性舗装の削除はウォータージェット式とし汚泥処理を含むこと、その他の削除は削り取り式であることなどが明記され、設計額の積算で用いた積算条件及び概算数量はすべて明示されている。

入札執行のスケジュールは次のとおりである。

入札公告：平成25年9月3日

競争参加資格確認申請期限：平成25年9月9日

競争参加資格確認通知日：平成25年9月11日

入札書提出期間：平成25年9月20日及び24日

開札：平成25年9月25日

ウ 本件工事の入札参加条件

本件工事においては、入札参加条件として、過去5年以内に県内外を問わず、都道府県公安委員会が設置する規制標示及び指示標示である道路標示の設置工事（補修工事を含む。）の元請としての施工実績を有していること等の条件を付している。

積算に必要な「道路標示塗装種別及び数量表」や「道路標示塗装業務仕様書」等の資料は公表されている。

なお、業界団体である一般社団法人全国道路標識・標示業協会が道路標示の詳細を解説したマニュアル「路面標示ハンドブック」が一般販売されている。

エ 本件工事の入札における落札者の決定

入札の結果、競争参加資格確認申請を行った25者のうち16者から応札（9者は辞退）があり、最低制限価格未滿で失格した3者を除く13者のうち最低の価格であった10,281,600円（税込）で応札した交安工業株式会社が落札した。落札者と締結した契約の概要は次のとおりである。

契約額：単価契約（概算総価10,281,600円（税込））

契約締結日：平成25年10月15日

契約工期：平成25年10月15日から11月29日まで

（4）本件工事の履行

ア 本件工事における施工箇所の特定

警察本部の説明によれば、道路標示の様式は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）に定められている。警察本部の発注する工事においては、この命令に基づき警察本部で作成した「道路標示設置の手引き」（以下「手引き」という。）に沿って行うこととしており、落札業者だけでなく、県の競争入札参加資格者名簿に登録した業者のうち認定業種が「塗装」の者には配布している。この手引きには標示の寸法、信号機やマンホールの有無等、条件に応じてどのように道路標示を設置するかを記載している。

警察本部は、落札業者に対し、各警察署からの上申書の写しと添付の現場写真を渡した上で、道路標示の設置予定場所の現状を確認するよう指示している。業者に渡した上申書には、あらかじめ警察本部が把握している施工済となっている箇所や不要と判断した箇所は見え消し線を引き区別している。これら上申書等により当該箇所を確認した業者は、不明点や新たに判明した事項（道路工事等が予定されており施工が不要となった箇所、新たに施工の必要性が認められた箇所等）について、警察本部庁舎において監督員と打合せを行い、契約対象の箇所及び道路標示を特定し、手引き

に沿って工事を施工している。

業者は、工事請負契約約款で規定されている詳細図として、施工図を作成することになっている。

イ 完成図書の提出

本件工事では仕様書に基づき本業務を施工すると定めており、仕様書には完成報告の際提出する書類として、明細図に標示の設置場所を朱書きしたA4版の標示設置位置図（警察本部ではこれを完成図書と称している。）が規定されており、警察本部交通規制課に提出され、保管されていた。

ウ 中間検査

中間検査は検査結果の一覧表及び現場写真によれば、平成25年11月25日に行われていた。

エ 完成検査の方法

警察本部の説明によれば、完成検査は、発注者（警察本部）が検査日時及び場所を指定して、受注者（業者）側が現場代理人等で2人、警察本部側が交通規制課の検査員等で2人、それぞれ車両を用意し、工事箇所を低速走行で移動しつつ完成図書に基づいて目視確認を行うとともに必要に応じ、受注者側で作成した施工図との照合も行っている。また、目視によって現場を確認できなかった箇所については、完成図書及び現場写真により確認している。さらに各警察署ごとに1箇所（計6箇所）を抜き打ち的に選定して測量を実施している。この測量箇所については、完成図書及び施工図と照合し一致しているかを確認し、視認性に問題がないかも確認している。

オ 監査による履行の確認

警察本部の完成検査調書及び同添付書類（工事検査結果通知書等）によれば、平成25年11月29日に工事が完成し、同年12月9日に完成検査を行ったこととされている。完成検査は、道路標示の設置位置が適切か、塗料の塗布が均一に行われているかなどの項目により行われていた。

監査における履行状況の確認に当たっては、業者が作成した施工図を借り受け、これと、警察本部に提出されていた現場写真とを突合した。その結果、業者が施工図を作成した117箇所のうち、3箇所は写真による確認ができなかった。このため、この3箇所については、事務局職員が現場に赴いて確認したところ、施工図記載の標示が存在していた。

前記の写真による確認ができなかった工事箇所のほか、3箇所を抽出し、施工が行われているか、事務局職員が現場に赴いて確認したところ、施工図記載の標示が存在していた。

カ 監査による施工図での施工数量の確認

業者が作成した施工図に記載されている施工数量を道路標示種別ごとに合算し、支払の基礎となった請求書の内訳書に記載された施工数量と比較したところ、単価が設定されている15種類の道路標示種別すべてで一致していた。

(5) 入札談合等関与行為

ア 入札調書による確認

平成25年度執行分の道路標示塗装業務について、入札調書による確認を行ったところ、次のとおりであった。

(ア) 平成25年度執行分の道路標示塗装業務

本件工事を含め、平成25年3月4日から平成26年1月30日までの間に行われた道路標示（リブ式を含む。）塗装業務の入札件数は30件あり、入札に参加した者は全31者（重複を除く。）であった。

リブ式とは、高視認性道路標示の種類の一つで、表面に凸を設け、表面に水が溜まってもガラスビーズの光の反射を阻害しないようにした標示

(イ) 落札率

30件のうち、平成25年10月31日までに入札公示した業務の落札率は85%～87%であり、最低制限価格率の変更を行った同年11月1日以降に入札公示した業務の落札率は90%から93%であった。

(ロ) くじ引きによる落札者の決定等

30件の入札のうち、くじ引きによる落札者の決定が7件あった。また、31者の中には、くじ引きによる決定を除いても最大で4件の業務を落札した者が存在し、1件も落札できなかった者もいた。

(ハ) 最低制限価格未満での入札による失格者

本件工事の入札に参加した者、25者のうち、最低制限価格未満で入札し失格となった者が3者あり、その入札額は最低制限価格と比較して最少で8,500円の開きであった。最低制限価格未満で入札し失格となった者は、30件のうち、29件の入札で見受けられた。

イ 設計額の積算方法、完成検査及び支出について

設計額の積算方法、完成検査及び支出については、認定した前記1(1)から(3)に掲げるとおりである。

2 判断の理由

判断に当たり、請求人の主張を次のように整理した。

必要の無い共通仮設費を計上するなど予定価格の積算が過大である。

積算基準における直接工事費算定に用いる補正係数より大きな率で設定されている過大な契約単価が存在する。

移動時間等が考慮されていない積算、施工日数的に実施困難な箇所数、現場写真のない工事箇所の存在などから判断して、契約内容の一部は履行されていない。

以上のことから、県に損害が生じている。

以上を可能にする入札談合等関与行為が存在する。

この整理を踏まえ、次の項目について判断した。

本件工事の予定価格の積算は過大となっているか。

本件工事について、過大な契約単価の成立を許す契約手続の瑕疵が存在するか。

本件工事の履行確認は適切に行われているか。

本件工事について損害が発生しているか。

入札談合等関与行為が存在しているか。

以下、この項目の別に判断の理由を述べる。

(1) 本件工事の予定価格の積算は過大となっているか

工事の入札に当たり、執行者が定める予定価格とは、契約を締結する際に、契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格である。

法第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ、同条第3項で、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることが原則とされている。

さらに、財務規則第41条第3項では、予定価格は入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている。

本件工事における予定価格は、設計額と同額で、当該設計額の積算に当たっては、公共工事の積算について、積算基準書に基づき、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等が算定されている。

直接工事費に係る資材等の単価については、土木工事資材等単価表掲載の区画線に係る単価と警察本部が業者から見積書を徴して設定した金額を比較して安価な方を採用しており、この比較は適切であると認められる。

前記のほか、業者から徴した見積書のみで決定した単価が存在するが、それは、仕様書において、環境への配慮などの理由で特別な仕様が定められているものや、積算基準書に特段の定めがあるもので合理的な理由があり、積算基準書に拠っていなかった区画線消去（ウォータージェット式）についても算出額を調整して低減させており、これらの単価を用いて算定された本件直接工事費に不適切な点は認められない。

以上のことから、設計額の積算において、設計額を割高にするような不適切な点は認められず、これに基づく予定価格は妥当である。

なお、共通仮設費等の諸経費について、請求人は直接工事費の大凡30%と主張するが、諸経費は積算基準書の定めに基づき積算されており、本工事について、積算基準書の定めと異なる率を適用する合理的な理由は見受けられない。

(2) 本件工事について、過大な契約単価の成立を許す契約手続の瑕疵が存在するか

本件工事の入札執行は、「神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領」に基づく「かながわ方式」により行われているが、入札公告に添付した設計図書で示した概算数量は、設計額の積算で用いた数量と同一であり、間接工事費等の積算に必要な施工・工事場所区分などの積算条件も明示され、入札参加希望者が警察本部の積算時の数量により入札価格を算出することが可能となっており、入札公告における本件工事情報の開示に不備は認められない。

本件工事の入札条件には、入札者について過去5年以内に道路標示の設置工事（補修工事を含む。）の実績を有していること等の条件が付されているが、工事实績を県警察本部工事に限定するなど他県の業者の参入を妨げる条件は付されておらず、積算に必要な数量等は開示され、マニュアルも一般販売されており、入札参加希望者は県の入札参加資格認定を受けていれば、それぞれが入札価格を積算して入札することが可能となっている。

本件工事の入札に当たっては、所定の最低制限価格が設定されており、それ以上の最低価格で応札した業者と契約を締結して、落札者の決定に不備は認められない。

以上のように、本件工事の入札における情報の開示、入札参加資格者の条件及び落札者の決定について、過大な契約単価の成立を許すような不適切な点は認められない。

なお、請求人は、積算基準書で定める排水性舗装用の単価を算定するための補正係数1.2を超えて本工事の契約単価が設定されていることを挙げているが、積算基準書で定めている補正係数は、直接工事費を算定する上での係数であり、一方契約単価は、業者が入札にあたり作成した入札内訳書の単価に基づくもので、積算基準書で定める直接工事費の補正係数と同程度となる理由はない。

(3) 本件工事の履行確認は適切に行われているか

ア 本件工事における施工箇所の特定

警察本部は、落札業者に対し、各警察署からの上申書の写し（審査の結果未実施と決定した箇所を除く。）と添付の現場写真を渡した上で、現場の状況を確認するよう指示している。現場を確認した業者は、不明点や新たに判明した事項（今後道路工事が予定されており施工が不要となった箇所、新たに施工の必要性が認められた箇所等）について、警察本部庁舎に

において監督員と打合せを行い、工事箇所を特定し、手引きに沿って工事を施工している。

このように、警察本部が落札業者に対し、落札後に現場を確認し作業を指示することは、現場の条件等により新たに判明した事項を反映させたものであり、予定価格算定時点と施工時期との間で、工事施工の必要性及び可能性に変動が想定されることを踏まえると、単価契約を締結して、その間の変動を踏まえて施工することには合理性があると認められる。

イ 完成検査の方法

完成検査の対象は、工事施工数量総計約13,000m以上が施工図でいう100箇所以上に分散しているものであり、現行の測量及び目視等による検査方法については、合理性が認められる。

ウ 監査による履行の確認

監査で確認した限りでは、支払額の基礎となる施工数量が履行されていないとは認められない。

(4) 本件工事について損害が発生しているか

前記2(2)のとおり、本件工事の契約単価は、不適切どころが見受けられない入札により決定されており、また、前記2(3)のとおり、支払額の基礎となる施工数量が履行されていないとは認められないことから、本件工事について、損害発生的事实は認められない。

なお、請求人が過大な契約単価の存在を主張していることから、予定価格の基礎となった設計額の算出過程で用いた道路標示種別ごとの単価に間接経費等の率及び落札率を乗じて得た仮の単価をそれぞれの施工数量に乗じて算出したところ、支払額とほとんど同額(開差額28.7円)であり、入札内訳書によって契約単価を定めていることによる損害が生じているとは認められない。

(5) 入札談合等関与行為が存在しているか

請求人は「県警本部と交安工業とは共謀をして、各塗料の単価を不当に計上し、以って、本来は必要のない共通仮設費、現場管理費、一般管理費までを積算することは固より、実際には履行していない工事部分の工事費を神奈川県に不当に支出させ、適正な工事費との差額相当の損害を与えた」と主張するが、前記2(1)から(3)に記載のとおり、警察本部における設計額の積算、完成検査及び支出について、不適切どころは認められず、警察本部と業者が共謀している兆候は認められない。

また、請求人が「本件入札に参加をする全ての業者が改正談合防止法第2条第4項所定の入札談合等に関与していることは明らか」と主張していることを踏まえ、入札額や落札者の決定に談合の兆候がないか、本件工事を含め、

平成25年3月4日から平成26年1月30日までの間に行われた道路標示(リブ式を含む。)塗装業務の入札調書の内容を整理したところ、次の状況であった。

一点目として、本件工事の入札に参加した25者のうち、最低制限価格未満で入札し失格となったのは3者で、その入札額は最低制限価格と比較して最少で8,500円と僅かの差であり、談合により落札者を事前に特定していたのであれば談合実行の確実性に欠けると思われる状況が見受けられた。なお、最低制限価格未満での入札による失格は、当該期間に行われた道路標示塗装業務の入札件数30件のうち、29件の入札で見受けられた。

二点目として、30件のうち、くじ引きによる決定が7件あり、入札参加者全員の談合により、落札者があらかじめ特定されているとは認められない状況が見受けられた。

三点目として、30件の入札に参加した者は全31者あったが、31者の中には、くじ引きによる決定を除いても最大で4件落札した者や1件も落札できなかった者があり、入札参加者全員の談合により、仕事を均等に配分しているとは認められない状況が見受けられた。

四点目として、談合が行われていれば、通常は落札率が高くなることから、落札率を確認したところ、いずれも最低制限価格に近いところで落札が行われていた。

以上のように、監査で確認できる範囲では、警察本部と業者が共謀している兆候及び談合の兆候は認められない。

3 結論

以上のことから、知事は、県が警察本部に対して有する損害賠償の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとする請求人の主張には理由がない。

4 意見

警察本部では、道路標示塗装業務の契約において、業者が作成した施工図について、工事請負契約約款上の「詳細図」であるとして、提出を求めている。しかし、本件契約は単価契約であり記載の数量が支払額の基礎となること、本件工事では1箇所当たり1枚程度の分量に過ぎないことからすると、施工図を提出させないこととする特段の理由は見受けられず、むしろ、現場確認を抽出的に行っている現状を踏まえると、瑕疵担保責任追及の基礎資料として、施工図も提出させるのが相当と思われる。